○　実績目標（大）２：酒類業の健全な発達の促進

実績目標の内容及び目標設定の考え方	国税庁は、酒類業の所管官庁として、人口減少社会の到来、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化といった酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点に立った施策を実施します。 また、酒税の適正･公平な課税の実現はもとより、酒類業の健全な発達に向けて、適切な法執行の確保に取り組んでいきます。さらに、酒類業界の課題やニーズ等を把握し、関係省庁･機関等と連携･協調しつつ、酒類業の振興の強化に取り組むなど、積極的に役割を果たしていきます。 酒類業の振興に当たっては、官民の適切な役割分担の下、事業者や業界団体等が創意工夫を発揮して意欲的な取組が行われるよう、サポートや環境整備に取り組むとともに、制度改善や外国政府との交渉等、民間では対応できない課題に対して適切に対応を図ります。また、独立行政法人酒類総合研究所（用語集参照）とも連携しつつ、酒類の安全性の確保と品質水準の向上、酒類製造業者の技術力の強化に取り組みます。さらに、中小企業の経営基盤の安定に配意し、酒類業者の経営改善等に向けた取組を実施します。 農林水産物・食品の輸出については、先般５年ぶりに策定された「食料・農業・農村基本計画」（令和７年４月11日閣議決定）において、2030年の輸出額目標として５兆円と設定されました。日本産酒類については、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和２年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和７年５月30日最終改訂）において、清酒、ウイスキー及び本格焼酎・泡盛の３品目が輸出重点品目とされており、重点的に取り組むターゲット国・地域(注)が定められていることを踏まえ、日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、認知度向上や販路拡大支援等に積極的に取り組みます。 適切な法執行の確保については、酒類の公正な取引環境の整備に取り組むとともに、酒類の20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進や酒類に係る資源の有効な利用の確保といった社会的要請に対する取組も実施していきます。 （注）ターゲット国・地域 清酒　：中国、米国、香港、韓国、ＥＵ・英国、台湾、シンガポール （「その他」の国・地域として東南アジア、中南米等含む） ウイスキー　：ＥＵ・英国、米国、中国、台湾 （「その他」の国・地域として東南アジア等含む） 本格焼酎・泡盛：中国、米国、台湾 （「その他」の国・地域としてブラジル、東南アジア等含む）

上記の「実績目標（大）」を達成するための「施策」
実 2-1：日本産酒類の輸出促進の取組
実 2-2：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応
実 2-3：酒類の公正な取引環境の整備
実 2-4：構造・経営戦略上の問題への対応
実 2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携
実 2-6：20 歳未満の者の飲酒防止対策等の推進
実 2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保

関連する内閣の基本方針等	○「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和６年11月22日閣議決定） ○「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和７年６月13日閣議決定） ○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」（令和７年６月13日） ○「地方創生2.0基本構想」（令和７年６月13日閣議決定） ○「知的財産推進計画2025」（令和７年６月３日知的財産戦略本部決定） ○「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」（令和２年４月３日農林水産物・食品輸出本部決定、令和７年６月17日最終改正） ○「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」（令和７年６月17日農林水産物・食品輸出本部決定） ○「食料・農業・農村基本計画」（令和７年４月11日閣議決定） ○「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和２年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和７年５月30日最終改訂） ○「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」（令和２年12月８日ＴＰＰ等総合対策本部決定） ○「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和２年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和２年７月17日閣議決定） ○「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和４年６月21日最終改訂） ○「アルコール健康障害対策推進基本計画」（令和３年３月26日閣議決定）

実績目標(大)２についての評価結果	
実績目標についての評定	**Ａ　相当程度進展あり**
評定の理由	実績目標(大)２は、施策「実２－１」から「実２－７」までの評定を総合して評価を行いました。 「実２－２」から「実２－７」までの評定は「ｓ　目標達成」でしたが、「実２－１」の評定は「a　相当程度進展あり」であったことから、「Ａ　相当程度進展あり」としました。 なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。
実績の分析	**（必要性・有効性・効率性等）** 酒類業の健全な発達は、国税庁の３つの任務のうちの１つであり、適切な法執行の確保を図るとともに、酒類業界の課題やニーズ等を把握し、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、酒類業の振興の強化を図ることは、重要な取組です。 日本産酒類の輸出促進の取組に関しては、政府全体として農林水産物・食品の輸出促進に取り組むほか、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和２年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和７年５月30日最終改訂）も踏まえ、日本産酒類の認知度向上や販路拡大、「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録を踏まえた広報活動、国際交渉を通じた輸入規制の撤廃等に積極的に取り組みました。 また、酒類の安全性の確保に関しては、消費者に安全で良質な酒類が提供できるよう、全国市販酒類調査で得られた成分分析結果等を基に、酒類製造者への技術指導等に取り組み、酒類の公正な取引環境の整備に関しては、酒類業者に対し、「酒類の公正な取引に関する基準」（用語集参照）等を周知・啓発し、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促すとともに、深度ある取引状況等実態調査を実施しました。 **（令和７年度行政事業レビューとの関係）** ・　日本産酒類の競争力強化・海外展開推進事業 令和７年度行政事業レビューにおける推進チームの所見「日本産酒類の国際的な競争力を強化し、輸出促進を図るため、引き続き、酒類事業者のニーズも踏まえて展示会等の実施方法を検討し、更なる施策の検討・推進に取組むとともに、日本食の振興施策等

実績の分析	関連省庁との連携強化を図る。」を踏まえ、展示会等の取組に当たっては、引き続き、酒類事業者のニーズも踏まえて、より効果的な施策を実施しました。また、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づき、政府全体として農林水産物・食品の輸出促進に取り組むこととしており、引き続き、農林水産省をはじめとする関係省庁と足並みを揃えて日本産酒類の輸出促進に取り組みました。（予算事業ＩＤ001364） ・　清酒製造業近代化事業費等補助金 令和７年度行政事業レビューにおける推進チームの所見「継続的に市場の動向等を勘案し、常に効率的・効果的な施策となるよう補助金の支出効果の更なる検討を進めるとともに、日本産酒類の輸出促進や海外市場拡大のための情報発信など事業全体の目標に対する実績の達成に努める。」を踏まえ、輸出金額の伸長に効果のある事業の明確化や補助金の支出効果についての更なる検証を行い、目標達成に向けたロードマップとして、近代化事業費の支出を踏まえた中期事業計画を作成した上で、より多くの訪日外国人等に対してＳＮＳ等を通じた情報発信・國酒の正しい知識の普及の促進に取り組みました。（予算事業ＩＤ001365） ・　酒類業振興支援事業費補助金 令和７年度行政事業レビューにおける推進チームの所見「補助金を効果的・効率的に活用していくため、当該事業の効果検証を適正に行うとともに、補助事業の成果について、業界全体へ適切にフィードバックし、酒類業振興のため、より効果的な情報発信のあり方について検討を行う。」を踏まえ、補助事業者から提出された「事業化状況報告書」の報告内容を分析し、事業の効果検証を進めるとともに、補助事業の成果について他の酒類業者の参考とすべき事例をとりまとめ、国税庁ホームページで公表し、情報発信を行いました。（予算事業ＩＤ018556） ・　独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金／独立行政法人酒類総合研究所施設整備費補助金 令和７年度行政事業レビューにおける公開プロセス取りまとめコメント「政府全体の取組みである輸出振興等を含む国税庁が行う酒類行政全体の中での酒類総合研究所のミッションや技術基盤としての役割について、国民に分かりやすく説明していくことが重要。酒類総合研究所が行う研究や鑑評会、人材育成等の業務が日本産酒類の高品質・高付加価値化や社会実装にどのように繋がっているのかを踏まえながら、酒類業の発展のために酒類総合研究所が果たす役割や経済効果及び研究の質に着目したアウトカムを検討してはどうか。また研究成果の酒類業界への貢献について具体的な成果の情報発信にも更に取り組むべき。中期目標において、財務内容の改善などの目標を掲げていることから、引き続き、効率的な経営の強化に努めてほしい。」及び推進チームの所見を踏まえ、第６期中期目標（令和８年４月～令和13年３月）においては、酒類総研の取組について、国内外に向けた分かりやすい情報発信を推進するとともに、研究成果を酒類業界へ効果的に普及させるため、国税庁との連携強化を図る方針を定めました。また、財務内容の改善等の目標も掲げており、引き続き、効率的な経営の強化に努めました。なお、第６期中期目標期間の実績評価が始まる次年度以降に設定すべきアウトカムについては、酒類総研が果たす役割や経済効果、研究の質に着目しつつ検討しております。 （事業予算ＩＤ001367／002598）

施策	実2-1：日本産酒類の輸出促進の取組
取組内容	農林水産物・食品の輸出については、先般５年ぶりに策定された「食料・農業・農村基本計画」（令和７年４月11日閣議決定）において、2030年の輸出額目標として５兆円と設定され、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和２年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和７年５月30日最終改訂）に定める輸出重点品目（29品目）ごとの輸出額についても2030年の目標が定められました。

日本産酒類については、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において清酒、ウイスキー及び本格焼酎・泡盛の３品目が輸出重点品目とされており、直近の改訂において重点的に取り組むターゲット国・地域ごとに2030年の輸出額目標が定められています。また、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の令和５年12月改訂により、今後の輸出増のポテンシャルが高い国・地域も新たなターゲット国・地域として位置付け、輸出先国・地域の多角化を図るとされたことを踏まえ、日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、認知度向上や販路拡大支援等に積極的に取り組みます。

また、関係省庁・機関等とも連携して、国際交渉を通じた関税や輸入規制の撤廃等に取り組みます。加えて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の令和３年12月改訂により、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）を見直し「有機酒類」（用語集参照）を対象に追加した上で、海外の規格との同等性の承認を得るための交渉を進めるとされたことを踏まえ、関係省庁と連携して当該交渉を進めるなど、輸出環境の整備に取り組みます。

さらに、令和６年12月にユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」（用語集参照）について、文化庁や「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等の関係機関と連携して、国内外での認知度向上等に向けて様々な広報活動に取り組みます。

○参考指標１「酒類の輸出金額（酒類別含む）」［名称変更］

定量的な測定指標

［主要］
実2-1-A-1：日本産酒類の輸出促進のための新規販路の開拓支援
（単位：者）

会計年度		令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
目標値	①展示会等参加事業者数	400	500	550	400	550
	②セミナー参加事業者数	500	800	800	800	1,100
実績値	①展示会等参加事業者数	435	603	394	533	670
	②セミナー参加事業者数	1,049	1,047	872	1,269	1,215

（出所）課税部酒税課調
（注１）展示会等参加事業者数は、展示会や商談会（オンライン開催や招へい分を含む）に参加した酒類事業者数及び現地参加した流通事業者数（商談会開催地でレストラン等関係者へ酒類販売ができる者の数）をいいます。
（注２）セミナー参加事業者数は、日本産酒類輸出促進コンソーシアム（用語集参照）開催のセミナー（オンラインで実施）に参加した酒類事業者数をいいます。

（目標値の設定の根拠）

令和７事務年度においては、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に定めるターゲット国・地域及び今後の輸出増のポテンシャルが高い国・地域等に酒類輸出コーディネーター（用語集参照）を配置し、日本産酒類輸出促進コンソーシアムとも連携した上で、同コーディネーターの活用による海外バイヤー向け商談会や海外レストラン等関係者向け商談会等を実施するほか、酒類等を対象とした海外展示会への出展による商談機会の提供を行うこととしています。

また、日本産酒類輸出促進コンソーシアムによる国内製造者と輸出商社等とのマッチング支援や輸出関連セミナーの開催等に取り組むこととしており、これらの取組について、以下の指標を設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえて設定しました。

①　商談機会である展示会等に参加した酒類事業者数（目標値：延べ550者以上）
②　日本産酒類輸出促進コンソーシアム開催のセミナーに参加した酒類事業者数（目標値：延べ1,100者以上）

○参考指標２「商談機会を提供した海外都市数」
○参考指標３「商談成立（見込）割合」

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	「①　商談機会である展示会等に参加した酒類事業者数」については、酒類事業者のニーズを踏まえて出展先国・地域を選定したほか、展示会等での商談機会の増加や商談支援に取り組んだこと等により、目標値を達成しました（目標値550者に対し実績値670者）。 また、「②　輸出促進コンソーシアム開催のセミナーに参加した酒類事業者数」につい

	ても、酒類事業者のニーズ等を踏まえて実施内容の充実を図ったこと等により、目標値を達成しました（目標値1,100者に対し実績値1,215者）。 上記のとおり、本件測定指標に設定した２つの目標値をともに達成したことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標

［主要］
実2-1-A-2：日本産酒類の輸出促進のための中長期的観点からの支援
（単位：%）

会計年度		令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
目標値	主な取組類型の実施割合	100	100	100	100	100
実績値	主な取組類型の実施割合	80	100	100	100	100

（出所）課税部酒税課調

（目標値の設定の根拠）

日本産酒類を含む農林水産物・食品の輸出目標の達成に向けて、日本産酒類の海外での消費定着に向けた中長期的観点から、国際的プロモーション、日本産酒類のブランド化の推進、酒蔵ツーリズムの推進など、様々な取組を企画して確実に実施していく必要があります。

令和７事務年度においては、日本産酒類の認知度向上等のための取組として、海外におけるプロモーション・イベントや海外酒類専門家の招へい等を通じた国際的な情報発信、酒類の地理的表示（ＧＩ）制度（用語集参照）の普及拡大に向けた取組を実施するほか、補助事業として、酒類業者によるブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓といった日本産酒類の高付加価値化や認知度向上に向けた取組、国内外の新市場を開拓するなどの酒類業の経営改革・構造転換に向けた取組への支援を実施することとしています。

これらの取組を以下の類型に分類し、それぞれの実施結果を総合した実施割合を指標として設定しており、目標値は、各取組を確実に実施していく観点から、100%としています。

① 国際的プロモーション
　①-1 海外酒類専門家の招へい等
　①-2 海外におけるプロモーション・イベント
② 日本産酒類のブランド化の推進
　②-1 ブランド化推進に係る取組
　②-2 酒類の地理的表示（ＧＩ）の指定等に向けた事業者からの相談への対応や説明会等の実施
③ 酒類事業者向け補助金による支援

○参考指標４「補助金説明会の開催回数・参加人数」
○参考指標５「酒類事業者向け補助金交付決定件数」

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	日本産酒類の海外での消費定着に向けた中長期的観点から、様々な取組を実施しました。 「①-1 海外酒類専門家の招へい等」については、令和８年１月から２月にかけて、清酒及び焼酎・泡盛の２回に分けて海外酒類専門家を招へいし、日本産酒類の特徴等の調査を依頼し、調査結果を踏まえて外国人に対する効果的なＰＲ方法等の提案を依頼することで、酒類製造者のプロモーション能力の向上等を図る取組を実施しました。 「①-2 海外におけるプロモーション・イベント」については、スペインのバルセロナにおける食品総合見本市において、日本酒をメインとした日本産酒類のセミナーや食とのペアリングイベントを開催したほか、 ポーランドのレストラン等において泡盛のカクテルプロモーションを実施しました。 「②-1 ブランド化推進に係る取組」については、酒類事業者向け補助金により、海外ニーズを踏まえ、強みを活かした海外展開をするための現地調査及びブランド戦略の構築等の取組を支援しました。 「②-2 酒類の地理的表示の指定等に向けた事業者からの相談への対応や説明会等の実

	施」については、ＧＩの新規指定を検討している地域や既存ＧＩの見直しを検討している地域からの相談に丁寧に対応し、その結果、３件のＧＩの指定を行いました。 「③酒類事業者向け補助金による支援」については、酒類事業者によるブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組及び国内外の新市場開拓などの意欲的な取組を支援するため、233件の事業に対し補助金（酒類業振興支援事業費補助金）の交付決定を行いました。 上記の取組等により、主な取組類型の実施割合は100%となり、目標値を達成したことから、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

実2-1-B-1：日本産酒類の輸出促進のための効果的・効率的な取組

（令和７事務年度目標）

日本産酒類の輸出促進のための取組については、事業者ニーズを踏まえつつ、関係省庁やジェトロ・ＪＦＯＯＤＯ（用語集参照）、業界団体等の関係機関との連携も図りながら、酒類業界の状況に即した必要な支援を行うとともに、柔軟な対応に努めます。

具体的には、事業者ニーズを的確に把握し、関係省庁・関係機関と十分な情報共有や意見交換を行った上で、共同での事業実施や関係省庁・関係機関が有するネットワーク等を活用した効果的な事業の実施に努めます。

また、関係省庁と連携し、国際交渉を通じた関税や輸入規制の撤廃等に向けた取組を実施するとともに、有機酒類に係る日本農林規格と海外の規格との同等性の承認を得るための交渉を進めるなど、輸出環境整備にも取り組みます。

さらに、令和６年12月にユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」について、文化庁や「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等の関係機関と連携して、国内外での認知度向上等に向けて様々な広報活動に取り組みます。

各事業の実施に当たっては、オンラインの活用等により実現可能で効果が見込まれる実施手段を検討します。

（目標の設定の根拠）

日本産酒類の輸出促進については、関係省庁･関係機関が連携して取り組んでいます。

各種事業については、事業者ニーズ等を的確に捉えるとともに、関係省庁・関係機関と緊密に連携して実施することが重要であり、目標の達成度はこのような観点も含めて評価することが適当であることから目標として設定しています。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	**（実績）** 日本産酒類の輸出促進を図るため、酒類業界の課題やニーズ等の把握に努めるとともに、関係省庁や関係機関と連携・協調しつつ、海外需要の開拓やブランド化の推進などの各種施策を実施しました。 さらに、令和６年 12 月にユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」について、その魅力発信や認知度向上等を目的として、関係機関と連携し、様々な周知・広報に取り組みました。 加えて、関係省庁と連携し、各種国際交渉の機会を通じて、輸入規制の撤廃等のほか、有機酒類に係る日本農林規格と海外の規格との同等性の相互承認を求めるなど、輸出環境整備に取り組みました。 **（目標の達成度の判定理由）** 関係省庁や関係機関との連携等については、ドイツやフィリピンにおいて、大使館が主催する日本産酒類のプロモーションイベントでセミナーを実施したほか、中国の北京市、武漢市等の複数都市において、現地ジェトロ事務所と連携して商談会を実施しました。 さらに、令和６年 12 月にユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」の魅力発信

実績及び目標の達成度の判定理由	や認知度向上のため、文化庁や「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等の関係機関と連携し、国内外でのイベント開催のほか、大阪・関西万博の機会を活用したＰＲなど、様々な広報活動に取り組みました。 国際交渉については、関係省庁と連携し、有機酒類に係る日本農林規格と海外の規格との同等性の相互承認を得るための交渉を進め、令和７年 10 月１日から米国・英国との間での同等性を利用した有機酒類の輸出入及び豪州・ニュージーランドからの同等性を利用した有機酒類の輸入が可能となりました。 また、ブラジルでは元来、焼酎の定義が政令で定められているところ、日本の焼酎と比較してアルコール分及び使用可能な原料の範囲が狭いために、特に、黒糖焼酎や酒粕焼酎が現地において“Shochu”と名乗れないという問題がありましたが、問題の解決に向けてブラジル側と交渉を行った結果、令和７年 11 月３日付でブラジル国内において公布された政令（DECRETO Nº 12.709, DE 31 DE OUTUBRO DE 2025　該当箇所：Art. 60.）において、アルコール分の範囲が、日本の酒税法で認められている範囲（１%以上 45%以下）以上に広がるとともに、黒糖焼酎や酒粕焼酎が現地において”Shochu”と名乗れるようになりました。 さらに、南アフリカ共和国内で流通可能な酒類の容量は、容器容量規制（SANS289：2022）に基づく特定の容量に限定されていたため、小売用の四合瓶、一升瓶等の日本の伝統的な容量の容器による流通が可能となるよう南アフリカ共和国へ要望しておりました。上記規制改正までの暫定措置が令和８年２月９日付で発効したことにより、清酒については容量の制限なく南アフリカ共和国において流通可能となりました。 このように、日本産酒類の輸出促進のため、事業者のニーズを踏まえつつ、関係省庁や関係機関との連携を図りながら、効果的・効率的な取組を実施したことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	**a　相当程度進展あり**
評定の理由	上記のとおり、全ての測定指標の達成度は「○」であったものの、今後も日本産酒類の更なる輸出拡大に取り組んでいく必要があることから、「a　相当程度進展あり」としました。

実２－１に係る参考情報

参考指標　１：酒類の輸出金額（酒類別含む）　　（単位：百万円）

暦　　年	令和３年	４年	５年	６年	７年
輸出金額	114,658	139,194	134,358	133,710	149,477
清　酒	40,178	47,489	41,063	43,456	45,879
ウイスキー	46,114	56,052	50,060	43,635	48,979
ビール	7,361	10,746	17,906	21,045	26,265
リキュール	12,067	13,610	12,433	14,191	14,471
ジン・ウォッカ	3,392	4,970	3,758	3,912	4,750
焼酎	1,746	2,172	1,641	1,721	1,960
ワイン	687	686	567	643	603
その他	3,083	3,470	6,930	5,109	6,571

（出所）財務省貿易統計（令和３年から令和６年は確定値、令和７年は確々報値による）

参考指標 ２：商談機会を提供した海外都市数　（単位：都市）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
商談機会提供都市数	7	13	34	52	49

（出所）課税部酒税課調
（注）展示会出展や商談会（対面型）を実施した海外都市数を記載しています。

参考指標 ３：商談成立（見込）割合　（単位：件、％）

会計年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度
割合	(7,226) 27.8	(8,874) 27.1	(10,412) 34.6	(13,647) 31.5

（出所）課税部酒税課調
（注１）上段のかっこ書きは、展示会等参加事業者（P.158 参照）と海外バイヤーとの商談件数を記載しています。
（注２）数値は上記商談件数に対する成約件数（見込含む）の割合です。
（注３）令和４年度から集計しています。

参考指標 ４：補助金説明会の開催回数・参加人数　（単位：回、人）

事務年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
開催回数	214	228	212	246	301
参加人数	2,644	2,872	2,609	3,155	3,686

（出所）課税部酒税課調

参考指標 ５：酒類事業者向け補助金交付決定件数　（単位：件）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
補助金交付決定件数	265	324	257	243	233

（出所）課税部酒税課調

施策	**実2-2：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応**
取組内容	酒類の生産から消費までの全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図り、消費者に安全で良質な酒類が提供できるよう以下の取組を行います。 **１．酒類製造業者への指導・相談** **(1) 全国市販酒類調査** 消費者が購入する段階である小売販売場から市販酒類を買い上げ、添加物などの安全性に係る成分、品質及び表示事項を調査し、その結果を酒類製造業者への技術指導に活用するとともに消費者に情報提供します。 **(2) 酒類製造業者の製造工程の改善に関する指導・相談** 全国市販酒類調査の結果等を踏まえ、酒類製造業者に対し製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を実施します。 なお、製造工程の改善に関する相談については、酒類製造業者から把握したニーズや技術相談についてのアンケート調査の結果を踏まえつつ、品質評価結果や理化学的根拠に基づき助言を行うなど、相談事務の質の向上を図ります。 **２．酒類の安全性の確保及び酒類業者のコンプライアンスの維持・向上** **(1) 酒類の成分の実態把握等** 国内外において取り上げられている酒類の安全性に係る成分について実態把握を行うほか、福島第一原子力発電所の事故を受け、放射性物質に関する調査を実施し、その情報を提供します。

また、食品の成分等に関する国際規格を定めているコーデックス委員会（用語集参照）において、近年、酒類の安全性に係る成分についても多岐にわたって取り上げられていることから、酒類に関係する規格等の策定に参画します。

(2) 酒類業者に対する表示事項確認調査等

消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類業者に対して、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒類業組合法」といいます。）に基づく酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項について講習会等において周知・啓発等を行うとともに、表示事項確認調査や全国市販酒類調査を実施し、適正な表示がなされていない場合には、是正指導を行います。

また、酒類業者に対して、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づく記帳義務や清酒等に係る原料米の産地情報伝達義務の履行状況について確認調査を実施し、適正に履行されていない場合には、是正指導を行います。

定量的な測定指標

[主要]
実2-2-A-1：酒類製造業者の製造工程の改善に関する相談の満足度（単位：%）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
目標値	90	90	90	90	90
実績値	94.9	94.1	95.1	94.9	96.9

（出所）課税部鑑定企画官調
（注１）数値は、技術相談に関するアンケート調査において、「極めて良かった」から「極めて悪かった」までの７段階評価で上位評価（「極めて良かった」又は「良かった」）を得た割合です。
（注２）令和７事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.188に記載しています。

（目標値の設定の根拠）

酒類製造業者に対して実施した製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術相談の満足度を測定するため、相談者に対するアンケート調査の結果を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和６事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

○参考指標１「全国市販酒類調査点数」
○参考指標２「酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数」

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談については、独立行政法人酒類総合研究所の研究成果を活用しつつ、全国市販酒類調査の結果や業界全体の課題等を踏まえ実施しました。 相談についての満足度は96.9%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標

実2-2-B-1：酒類の安全性の確保への対応及び酒類業者のコンプライアンスの維持・向上

（令和７事務年度目標）

酒類の安全性の確保のため、酒類の安全性に関する問題を把握した場合には、その原因究明を迅速に行い再発防止に向けた適切な対応を行うとともに、酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図るため、酒類の表示に関する指導や講習会での周知等を行います。

（目標の設定の根拠）

酒類の安全性に関する問題を把握した酒類については、その原因究明を迅速に行い再発防止に向けた適切な対応を行うことが酒類の安全性を確保するために重要であり、また、酒類の表示に関する指導や講習会での周知等を行うことが酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図るために重要であることから目標として設定しています。

	○参考指標３「酒類業組合法に基づき義務付けられた主な表示事項の表示がない酒類の割合」 ○参考指標４「酒類業者に対する表示事項確認調査実施件数」

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） 酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を行うとともに、全国市販酒類調査の結果を踏まえ、酒類の安全性及び適正な表示が確保されるよう指導しました。 また、酒類における有機の表示基準を定める件を廃止する件（令和４年９月国税庁告示第32号）に基づく経過措置が令和７年９月30日に終了し、日本農林規格等に関する法律（以下「JAS法」といいます。）が本格施行となったことを踏まえ、酒類業者等に対して、JAS法に基づく表示方法等の周知に努めるとともに、農林水産省や関係機関とも連携し、登録認証機関等に対する検査・指導を実施しました。 （目標の達成度の判定理由） 目標達成に向けて以下のとおり取り組みました。 **１．全国市販酒類調査** 市販されている酒類を買い上げて理化学分析や品質評価等を行い、酒類の安全性・品質の確認を行うとともに、アルコール分などの表示等が適正であるかについて確認を行いました。 また、分析の結果、食品衛生法上に基準値のある汚染物質や使用基準が定められている食品添加物について問題のある酒類はありませんでした。 なお、調査結果の概要については、国税庁ホームページの「全国市販酒類調査の結果について」（https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/seibun/06.htm）で公表しています。 **２．酒類の成分の実態把握等** 全国市販酒類調査のほか、福島第一原子力発電所の事故を受け、放射性物質に関する調査を実施しました。 放射性物質の調査は、独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、令和７年度は2,297点（延べ約29,100点）の酒類及び醸造用水について分析を行いましたが、食品衛生法上の基準値を超過するものはありませんでした。 なお、調査結果については、国税庁ホームページの「放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策について」（https://www.nta.go.jp/taxes/sake/anzen/radioactivity.htm）で公表しています。 このほか、コーデックス委員会で議論されている安全性に係る事項について、国内における実態を把握するための情報収集を行いました。 **３．酒類製造業者に対する表示事項確認調査等** 消費者の適切な商品選択を支援し、表示の適正化を図るとともに、消費者利益に資するため、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を行うとともに、全国市販酒類調査の結果を踏まえ、適正な表示が確保されるよう指導しました。 消費者の安心・安全の観点から、酒類業者に対して、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）に基づく記帳義務や清酒等に係る原料米の産地情報伝達義務に関する確認調査を行うとともに、これらの義務が適正に履行されるよう指導しました。 また、酒類業者に対して、関係組合が実施する講習会等で表示制度を周知しました。 このように、酒類の表示に関する指導等を通じて酒類業者のコンプライアンスの維持・向

	上を図るとともに、表示制度の周知に積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	**s　目標達成**
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「ｓ　目標達成」としました。

実２－２に係る参考情報

参考指標　１：全国市販酒類調査点数　（単位：点）

事務年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
調査点数	1,583	1,490	1,584	1,530	1,546

（出所）課税部鑑定企画官調
（注）「全国市販酒類調査」においては、各県ごとに①課税移出数量が多くかつ全県的に営業活動がなされている酒類製造業者の製造する酒類、②酒類製造業者全体から一定割合で抽出した者の製造する酒類を買い上げ、数年で全ての酒類製造業者から酒類を買い上げることとしています。

参考指標　２：酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数　（単位：件）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
指導相談件数	1,566	1,341	1,446	1,388	1,207

（出所）課税部鑑定企画官調

参考指標　３：酒類業組合法に基づき義務付けられた主な表示事項の表示がない酒類の割合
（単位：%）

事務年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
割合	0.3	0.3	1.8	2.3	2.2

（出所）課税部鑑定企画官調
（注１）上記参考指標１「全国市販酒類調査」において、酒類業組合法に定める品目やアルコール分等の表示がない酒類の割合を表しています。
（注２）令和５事務年度以降、令和元年６月国税庁告示第６号に掲げる経過措置満了に伴い、「20 歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示が無いものを含めて計上しています。

参考指標　４：酒類業者に対する表示事項確認調査実施件数　（単位：件）

事務年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
調査実施件数	707	765	629	918	1,009

（出所）課税部酒税課調
（注）令和７年度は暫定値です。

施策	**実2-3：酒類の公正な取引環境の整備**
取組内容	酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、平成18年８月に制定・公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」（用語集参照）や、平成29年３月に制定・公表した「酒類の公正な取引に関する基準」（用語集参照）（以下「取引基準」といいます。）を酒類業者へ周知・啓発し、酒類業者の自主的な取組の推進を図ります。 また、取引基準等に照らし問題があると疑われる場合には、取引状況等実態調査を実施し、改善を指導するほか、必要に応じて公正取引委員会とも連携しつつ、酒類の公正な取引環境の整備に取り組みます。 なお、取引状況等実態調査において改善を指導した酒類業者に対して、改善状況を確認する必要がある場合には、フォローアップ調査を実施し、取引の改善を促します。

定量的な測定指標

[主要] 実2-3-A-1：酒類の取引状況等実態調査による指示・指導事項の改善割合　（単位：%）	事務年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	97.6	100	100	100	100

（出所）課税部酒税課調
（注）数値は、フォローアップ調査を実施した場数のうち、改善指導を行った取引等の全て又は一部が改善された場数の割合です。

（目標値の設定の根拠）

酒類の取引状況等実態調査において指示や指導をした事項が改善されているかを測定するため、その改善割合を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和６事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

○参考指標１「酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数」
○参考指標２「酒類の公正な取引に関する基準に基づく指示及び指導件数」
○参考指標３「フォローアップ調査の実施状況」

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、取引基準や指針の周知・啓発を行うとともに、市場に大きな影響を与える取引を行っていると認められる大規模事業者等に対し、複数の国税局が連携するなどして、深度ある取引状況等実態調査を実施しました。 調査の結果、取引基準違反や指針に則していない取引が認められた場合には、文書等により改善指導を行うとともに、不公正な取引方法に該当する事実があると認められたものについては、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第７号）第94条第４項に基づき、公正取引委員会に対して報告を行いました。 また、取引基準に基づく指示又は指針に基づく指導等により、改善指導を行った酒類業者に対して、改善状況を確認する必要がある場合には、フォローアップ調査を実施し、取引の改善を促しました。 こうした取組の結果、指示・指導事項の改善割合は 100%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	**s　目標達成**
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「ｓ　目標達成」としました。

実２－３に係る参考情報

参考指標　１：酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数　（単位：者）

事務年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
調査件数	160	146	102	103	85

（出所）課税部酒税課調
（注）調査件数は「酒類業者数」で集計しています。
令和７年度は、「酒類の公正な取引に関するお尋ね（照会）」を 3,216 件発送し、取引基準及び指針の周知・啓発を行うほか、販売業者の取組状況等を確認するなど、公正な取引環境の整備に向けた施策を実施しました。

参考指標 ２：酒類の公正な取引に関する基準に基づく指示及び指導件数　（単位：件（者））

事務年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
指示件数	2	2	3	3	2
指導件数	6	4	4	10	3

（出所）課税部酒税課調

（注）取引基準に則していない取引が認められた場合には、取引基準を遵守すべき旨の指示を行い、直ちに指示には至らなかったものの、今後も同様の行為が行われると取引基準に違反するおそれがあると認められた場合には、厳重に指導を行うこととしています。

参考指標 ３：フォローアップ調査の実施状況　（単位：件）

事務年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
フォローアップ調査件数（場数）	13（41）	6（10）	14（21）	7（14）	3（10）
うち改善件数（場数）	12（40）	6（10）	14（21）	7（14）	3（10）

（出所）課税部酒税課調

施策	実 2-4：構造・経営戦略上の問題への対応
取組内容	中小企業が大半を占める酒類業界が社会経済情勢の変化に適切に対応できるよう、業界団体が実施する各種の取組を支援していくとともに、中小企業診断士等の専門家を講師とした研修の開催、融資制度や補助金等の中小企業支援施策等の情報提供、中小企業等経営強化法に定める経営力向上計画の作成支援等を実施します。 酒類業者向けの研修については、酒類業界の状況や課題等を踏まえ、経営管理、マーケティング、ブランド化のほか、海外展開、知的財産等を内容とする研修を実施することにより、酒類業者の経営改善に向けた自主的な取組を支援します。 また、日本酒造組合中央会（用語集参照）では、清酒製造業及び単式蒸留焼酎（用語集参照）製造業の近代化に資するため、「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」に基づき、国内外に対する清酒及び単式蒸留焼酎の振興のための取組を行っています。当該事業については、補助金の交付によりその活動を支援します。
定性的な測定指標	
	[主要] 実2-4-B-1：構造・経営戦略上の問題への対応
	（令和７事務年度目標） 業界団体が実施する酒類業者の経営改善のための各種取組については、団体側とも十分に意見交換を行いつつ、適切に支援を実施します。 また、酒類業者に対して、酒類業界の状況や課題を踏まえた有効な研修を企画・実施するとともに、中小企業支援施策等の情報提供や中小企業等経営強化法に定める経営力向上計画の作成支援等について、酒類業者の状況等を踏まえ適切に実施します。業界動向の把握・分析に努め、結果の情報提供を行います。 日本酒造組合中央会の近代化支援事業については、制度の趣旨を踏まえた適切な補助金の執行を確保します。
	（目標の設定の根拠） 中小企業が多数を占める酒類業界においては、有用な情報提供や研修等の各種取組により、酒類業者の経営改善に向けた自主的な取組を支援していくことが重要であることから目標として設定しています。
	○参考指標１「経営活性化研修の開催回数・参加人数」

目標の達成度	○

実績及び目標の達成度の判定理由	**（実績）** 経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催したほか、中小企業支援施策等の情報提供や中小企業等経営強化法に定める経営力向上計画の作成支援を行うなど、中小酒類業者の経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。 **（目標の達成度の判定理由）** 酒類業者の経営改善等に対しては、業界のニーズを踏まえ、経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催(128回、2,485人受講)したほか、中小企業支援施策等の情報提供や中小企業等経営強化法に定める経営力向上計画の作成支援を行うなど、中小酒類業者の経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。 また、清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の経営基盤の安定等に資するため、日本酒造組合中央会に対し補助金（令和７年度執行額784百万円）を交付し、日本酒造組合中央会が実施する事業の支援に取り組みました。 日本酒造組合中央会では、交付を受けた補助金を活用し、清酒及び単式蒸留焼酎の正しい商品知識の普及などによる需要振興等の各種事業を実施しました。 このように、中小酒類業者の経営改善に対する支援等に積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	**ｓ　目標達成**
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「ｓ　目標達成」としました。

実２－４に係る参考情報

参考指標　１：経営活性化研修の開催回数・参加人数　（単位：回、人）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
開催回数	47	88	92	123	128
参加人数	996	1,823	1,817	1,684	2,485

（出所）課税部酒税課調

施策	**実 2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携**
取組内容	酒類は、原料・製造方法等によりその品目及び税率が定められていることから、酒類の適正課税や適正表示を確保するための分析・鑑定を実施する必要があるほか、その安全性を確保するためにも分析を実施する必要があります。これらのうち、国税局で実施できない高度な分析・鑑定について、独立行政法人酒類総合研究所と連携して実施します。 また、酒類の品質水準の向上への対応及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援のため、国税局で実施する酒類の品質評価会や研究会等への審査員や講師の派遣を依頼するほか、その研究成果を講習会資料の作成に活用するなど、独立行政法人酒類総合研究所と連携した取組を実施します。
定性的な測定指標	
	[主要] 実2-5-B-1：独立行政法人酒類総合研究所との連携による支援
	（令和７事務年度目標） 酒類の適正課税や適正表示の確保、品質・安全性の確保並びに酒類製造業者の技術力の維持強化のための支援等に独立行政法人酒類総合研究所と連携して効果的に取り組みます。 **（目標の設定の根拠）** 独立行政法人酒類総合研究所は、酒類に関する高度な分析・鑑定や酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図ることを目的としています。当該研究所と連携することは、高度な分析・鑑定、安

	全性の確保と品質水準の向上を図ること及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援等の実施のために重要であることから目標として設定しています。
	○参考指標１「国税庁から独立行政法人酒類総合研究所に対する依頼分析点数」 ○参考指標２「独立行政法人酒類総合研究所からの審査員・講師派遣件数」

目標の達成度	○

実績及び目標の達成度の判定理由	**（実績）** 独立行政法人酒類総合研究所に高度な分析を依頼し、酒税の適正かつ公平な課税、適正表示の確保、酒類の安全性確保等の取組を実施しました。 また、当該研究所の業務によって得られた知見を活用し、国税局が実施する酒類製造業者に対する技術指導・相談等を効率的かつ効果的に実施しました。 その他、各国税局の鑑評会、当該研究所の酒類醸造講習等の開催にあたっては、国税庁と当該研究所の間で職員を相互に派遣し、効果的に酒類製造業者の技術力の維持強化を図りました。 **（目標の達成度の判定理由）** 独立行政法人酒類総合研究所と連携して、酒税の適正かつ公平な課税や適正表示の確保のために、使用原料の推定などの高度な分析・鑑定を行いました。 酒類の安全性確保の観点からは、当該研究所と連携して酒類の放射能分析を実施する等、情報収集を行いました。また、当該研究所の研究成果、当該研究所と共同で行った政府備蓄米を用いた試験醸造の結果等を活用し、酒類製造業者に対する技術指導・相談を行いました。 さらに、当該研究所の職員派遣を活用し、各国税局の鑑評会等を実施することにより、地域ブランドの確立に貢献しました。また、国税庁から当該研究所の酒類醸造講習等に職員を派遣し、酒類業界の人材育成を行いました。 このように、独立行政法人酒類総合研究所と連携し、高度な分析・鑑定、酒類の品質・安全性の確保及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援に効果的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	**s　目標達成**
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「ｓ　目標達成」としました。

実２－５に係る参考情報

参考指標　１：国税庁から独立行政法人酒類総合研究所に対する依頼分析点数　（単位：点）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
依頼分析点数	2,147	2,458	2,521	2,403	2,639

（出所）課税部鑑定企画官調

参考指標　２：独立行政法人酒類総合研究所からの審査員・講師派遣件数　（単位：件）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
審査員	29	31	47	45	41
講　師	33	44	42	57	50

（出所）課税部鑑定企画官調

施策	実 2-6：20 歳未満の者の飲酒防止対策等の推進
取組内容	20歳未満の者の飲酒防止等の社会的要請に対応するため、酒類販売管理研修実施団体に対して適切な酒類販売管理研修の実施について指導します。 また、酒類販売管理協力員（用語集参照）を通じて酒類小売販売場の情報収集を行うとともに、酒類の販売管理調査を実施して酒類販売管理者（用語集参照）選任状況や「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の履行状況を確認し、問題点が認められた販売場に対して改善指導を行い、酒類の適正な販売管理の確保を図ります。 さらに、関係各省庁と連携して全国的な広報啓発活動を行うほか、酒類業界が取り組んでいる20歳未満飲酒防止キャンペーンや酒類自動販売機撤廃の取組等について支援するなど、国民の20歳未満の者の飲酒防止に関する意識の高揚等を図ります。 また、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を目的としたアルコール健康障害対策基本法に基づき策定した「アルコール健康障害対策推進基本計画」（令和３年３月26日閣議決定）を踏まえ、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、関係各省庁と連携して全国的な広報啓発活動を行うほか、不適切な飲酒の誘引を防止するための酒類業界の自主的な取組が促進されるよう支援していきます。
定性的な測定指標	
	[主要] 実2-6-B-1：20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進の取組
	（令和７事務年度目標） 20歳未満の者の飲酒防止等を推進するため、酒類の適正な販売管理の確保を図るほか、広報啓発活動や酒類業界の取組の支援等を行います。
	（目標の設定の根拠） 社会的要請に対応し、酒類の適正な販売管理体制の整備に取り組むとともに、広報啓発活動を行うことは、20歳未満の者の飲酒防止等を推進するために重要であることから目標として設定しています。
	○参考指標１「酒類販売管理協力員による酒類販売場の確認場数」 ○参考指標２「酒類販売管理調査場数」 ○参考指標３「酒類自動販売機の設置状況」

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） 20歳未満の者の飲酒防止対策等については、酒類の販売管理調査を実施し、「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の履行状況を確認するとともに、問題が認められた販売場に対して改善指導を実施し、適正な販売管理の確保を図りました。 また、関係組合等が実施した「20歳未満飲酒防止キャンペーン」等を支援し、20歳未満の者の飲酒防止に関する国民の意識の向上等を図りました。 さらに、平成26年６月１日に施行されたアルコール健康障害対策基本法に基づき策定された「第２期アルコール健康障害対策推進基本計画」（令和３年３月26日閣議決定）及び「第３期アルコール健康障害対策推進基本計画」（令和８年３月27日閣議決定）や、令和６年２月に厚生労働省が作成した「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」等も踏まえ、20歳未満の者の飲酒を含むアルコール関連問題について周知・啓発を行いました。 （目標の達成度の判定理由） 酒類の適正な販売管理に向け、酒類販売管理研修実施団体に対して、研修の適切な実施について指導しました。また、酒類販売管理者の選任義務や「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示義務の履行状況については、酒類販売管理協力員等を通じて4,291場の酒類小売販売場の情報収集を行うとともに、販売場に臨場して酒類の販売管理調査を実施し、問題が認められた販売場に対しては改善を指導しました。 また、毎年４月の「20歳未満飲酒防止強調月間」において、関係省庁と連携した啓発活動を

	実施したほか、関係組合等が実施する「20歳未満飲酒防止キャンペーン」や酒類自動販売機撤廃の自主的な取組を支援し、年齢確認ができない従来型の酒類自動販売機については、更なる減少に向けて引き続き撤去を指導するなど、20歳未満の者の飲酒防止に関する国民の意識の向上等を図りました。 さらに、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とした、「アルコール健康障害対策基本法」（平成25年法律第109号）に基づき策定された「第２期アルコール健康障害対策推進基本計画」（令和３年３月26日閣議決定）及び「第３期アルコール健康障害対策推進基本計画」（令和８年３月27日閣議決定）や、令和６年２月に厚生労働省が作成した「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」等を踏まえ、酒類業界、関係府省庁と連携して、20歳未満の者の飲酒を含むアルコール関連問題について周知・啓発を行いました。 このように、20 歳未満の者の飲酒防止に関する国民の意識の向上等を図る取組を積極的に行ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	**s　目標達成**
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「ｓ　目標達成」としました。

実２－６に係る参考情報

参考指標　１：酒類販売管理協力員による酒類販売場の確認場数　（単位：場）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
確認場数	9,530	8,783	4,463	4,725	4,291

（出所）課税部酒税課調

参考指標　２：酒類販売管理調査場数　（単位：場）

事務年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
調査場数	4,776	5,321	3,585	4,751	4,944

（出所）課税部酒税課調

参考指標　３：酒類自動販売機の設置状況　（単位：台）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
設置台数	内1,720 11,468	内1,414 10,204	内1,238 9,313	内1,055 8,521	内875 7,581

（出所）課税部酒税課調
（注１）翌年度４月１日現在の状況です。
（注２）内書きは、購入者の年齢確認機能がついていない酒類自動販売機の設置台数を示します。

施策	**実 2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保**
取組内容	酒類業者や消費者に対する酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発生する食品廃棄物の発生抑制等への取組の一層の推進について、10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間（用語集参照）」等において、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行います。
定性的な測定指標	
	[主要] 実2-7-B-1：酒類に係る資源の有効な利用の確保への対応
	（令和７事務年度目標） 地球規模の環境問題に関し、酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の自主的な取組が促進されるよう、酒類業の事業所管庁として周知・啓発活動を行います。

	（目標の設定の根拠） 酒類容器のリサイクル等についての周知・啓発活動を行うことは、社会的要請に対応し、酒類に係る資源の有効な利用を確保するために重要であることから目標として設定しています。
	○参考指標１「酒類業組合等に対する行政施策の説明回数」

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） 10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」等において、酒類業者や消費者に対する酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等への取組の一層の推進について、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行いました。 （目標の達成度の判定理由） 10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」等において、酒類業者や消費者に対する酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等への取組の一層の推進について、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行い、酒類に係る資源の有効な利用の確保に取り組んだほか、国税庁ホームページの「環境法令における酒類業者の義務」（https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kankyohorei/index.htm）に掲載のパンフレット等を活用して社会的要請に対応するとともに、リデュース・リユース・リサイクル（用語集参照）への意識の向上を図りました。 このように、酒類に係る資源の有効な利用に向けた一層の取組を行ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	**s　目標達成**
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「ｓ　目標達成」としました。

実２－７に係る参考情報

参考指標　１：酒類業組合等に対する行政施策の説明回数　（単位：回）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
説明回数	1,581	2,147	2,096	2,071	1,996

（出所）課税部酒税課調
（注）説明回数は、説明会等において複数の行政施策を説明した場合には、重複して集計しています。
なお、行政施策の説明は、税制改正や制度改正等の周知等を目的としており、各年度によって、開催回数に変動があります。

今回廃止した測定指標とその理由
該当なし
参考指標　参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。 **（実2-1：日本産酒類の輸出促進の取組）** 関係府省等と連携しつつ、海外における日本産酒類プロモーションイベントの実施などによる日本産酒類の情報発信や、国内酒類事業者と海外酒類関係者との効果的なビジネスマッチングの機会を提供するほか、国際交渉を通じた貿易障壁の緩和・撤廃に向けた働き掛けを行うなど、日本産酒類の輸出促進を図るための各種取組を積極的に行います。

評価結果の反映	**（実2-2：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応）** 酒類の安全性の確保と品質向上については、全国市販酒類調査等により酒類の安全性・品質や表示等の適正性の確認を行うとともに、その結果を公表します。また、酒類製造業者の製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を行います。 また、消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を実施し、必要な指示を行います。 **（実2-3：酒類の公正な取引環境の整備）** 酒類の公正な取引環境の整備については、取引基準や指針の周知・啓発を行い、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促すとともに、取引状況等実態調査の実施等を通じて、取引基準違反や指針に則していない取引の改善指導等に取り組むほか、公正取引委員会と連携し、適切に対応していきます。 **（実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応）** 酒類業者の経営改善等については、酒類業者に対する中小企業支援施策等の情報提供や経営指導の専門家等を講師とした研修等を行うことにより、酒類業者の自主的な取組を支援していきます。 また、日本酒造組合中央会が清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保を図るために行う各種事業については、補助金の交付によりその活動を支援していきます。 **（実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携）** 国税局で実施できない使用原料の推定などの高度な分析や酒類等の放射性物質に関する調査などについては、独立行政法人酒類総合研究所との連携により実施します。また、国税局で実施している酒類の品質評価会や研究会等への審査員や講師の派遣を依頼するなどの連携した取組を実施します。 **（実2-6：20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進）** 20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進については、酒類販売管理協力員等を通じ20歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の履行状況に係る情報収集を行うほか、酒類の販売管理調査を適切に実施し、適正な販売管理の確保に努めます。 また、アルコール健康障害対策基本法に基づき策定された「第２期アルコール健康障害対策推進基本計画」（令和３年３月26日閣議決定）及び「第３期アルコール健康障害対策推進基本計画」（令和８年３月27日閣議決定）や、令和６年２月に厚生労働省が作成した「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」等を踏まえ、アルコール健康障害の原因となる不適切な飲酒の誘引を防止するための酒類業界の自主的な取組が促進されるよう支援していきます。 これらについて、関係各省庁と連携した広報啓発活動にも積極的に取り組みます。 **（実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保）** 酒類に係る資源の有効な利用の確保については、酒類容器のリサイクルや酒類製造過程で生ずる食品廃棄物の発生抑制等の取組が推進されるよう、一層の周知・啓発に取り組みます。

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし

実績目標に係る予算額	４年度	５年度	６年度	７年度当初	行政事業レビューに係る予算事業 ID
酒類業の健全な発達の促進に必要な経費　（千円）	3,360,641	3,152,093	3,494,942	2,164,901	
日本産酒類の競争力強化・海外展開推進事業　（千円）	1,332,053	1,200,273	1,350,497	913,729	001364
清酒製造業近代化事業費等補助金　（千円）	599,832	620,130	813,164	623,164	001365
酒類業振興支援事業　（千円）	－	－	1,301,695	601,732	018556
新市場開拓支援事業　（千円）	－	600,000	－	－	001831
日本産酒類海外展開支援事業　（千円）	1,401,695	701,695	－	－	001421
独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金に必要な経費　（千円）	1,010,829	1,190,170	1,020,691	963,156	
独立行政法人酒類総合研究所運営交付金　（千円）	1,010,829	1,190,170	1,020,691	963,156	001367
独立行政法人酒類総合研究所施設整備に必要な経費　（千円）	103,289	130,000	133,397	－	
独立行政法人酒類総合研究所施設整備費補助金　（千円）	103,289	130,000	133,397	－	002598
合　計（千円）	4,474,759	4,472,263	4,649,030	3,128,057	

実績目標に係る予算額等	区分		令和５年度	６年度	７年度	８年度
	予算の状況（千円）	当初予算	3,067,302	3,061,582	3,128,057	3,233,429
		補正予算	1,404,961	1,587,448	3,116,299	－
		繰越等	△1,192,658	△1,491,493	N.A.	
		合計	3,279,605	3,157,537	N.A.	
	執行額（千円）		4,319,124	4,001,066	N.A.	

（注）令和７年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和８年11月頃に確定するため、令和８事務年度実績評価書に掲載予定です。

（概要）

酒類業の健全な発達の促進に必要な経費及び独立行政法人酒類総合研究所の運営に必要な経費

実績目標に関連する施政方針演説等内閣の主な重要施策	
	○「『強い経済』を実現する総合経済対策」（令和７年11月21日閣議決定） ○「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和７年６月13日閣議決定） ○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」（令和７年６月13日） ○「地方創生2.0基本構想」（令和７年６月13日閣議決定） ○「地方創生に関する総合戦略」（令和７年12月23日閣議決定） ○「知的財産推進計画2026」（令和８年６月12日知的財産戦略本部決定） ○「観光立国推進基本計画」（令和８年３月27日閣議決定） ○「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」（令和２年４月３日農林水産物・食品輸出本部決定、令和７年６月17日最終改正）

	○「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」（令和８年３月19日農林水産物・食品輸出本部決定） ○「食料・農業・農村基本計画」（令和７年４月11日閣議決定） ○「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和２年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和７年５月30日最終改訂） ○「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」（令和２年12月８日ＴＰＰ等総合対策本部決定） ○「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部改訂、令和４年６月21日最終改訂） ○「アルコール健康障害対策推進基本計画」（令和８年３月27日閣議決定）

実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国税庁レポート 2026（令和８年６月国税庁）、「酒類の品質及び安全性の確保」（国税庁ホームページ）

前事務年度の実績評価結果の施策への反映状況	**（実2-1：日本産酒類の輸出促進の取組）** 関係府省等と連携しつつ、海外のジャパン・ハウスにおける日本産酒類に関する情報発信のためのセミナーや、国内酒類事業者と海外酒類関係者との効果的なビジネスマッチングの機会を提供するほか、国際交渉を通じた貿易障壁の緩和・撤廃に向けた働き掛けを行うなど、日本産酒類の輸出促進を図るための各種取組を積極的に行いました。 **（実 2-2：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応）** 酒類の安全性の確保と品質向上については、全国市販酒類調査等により酒類の安全性・品質や表示等の適正性の確認を行うとともに、その結果を公表しました。また、酒類製造業者の製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を行いました。 さらに、消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を実施し、必要な指示を行いました。 **（実2-3：酒類の公正な取引環境の整備）** 酒類の公正な取引環境の整備については、取引基準や指針の周知・啓発を行い、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促すとともに、取引状況等実態調査の実施等を通じて、取引基準違反や指針に則していない取引の改善指導等に取り組むほか、公正取引委員会と連携し、適切に対応しました。 **（実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応）** 酒類業者の経営改善等については、酒類業者に対する中小企業支援施策等の情報提供や経営指導の専門家等を講師とした研修等を行うことにより、酒類業者の自主的な取組を支援しました。 また、日本酒造組合中央会が清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保を図るため行う各種事業については、補助金の交付によりその活動を支援しました。 **（実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携）** 国税局で実施できない使用原料の推定などの高度な分析や酒類等の放射性物質に関する調査などについては、独立行政法人酒類総合研究所との連携により実施しました。また、国税局で実施している酒類の品質評価会や研究会等への審査員や講師の派遣を依頼するなどの連携した取組を実施しました。

前事務年度の実績評価結果の施策への反映状況	**（実2-6：20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進）** 20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進については、酒類販売管理協力員等を通じ20歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の履行状況に係る情報収集を行うほか、酒類の販売管理調査を適切に実施し、適正な販売管理の確保に努めました。 また、アルコール健康障害対策基本法に基づき策定された「第２期アルコール健康障害対策推進基本計画」（令和３年３月26日閣議決定）及び「第３期アルコール健康障害対策推進基本計画」（令和８年３月27日閣議決定）に従って、アルコール健康障害の原因となる不適切な飲酒の誘引を防止するための酒類業界の自主的な取組が促進されるよう支援しました。 これらについて、関係各省庁と連携した広報啓発活動にも積極的に取り組みました。 **（実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保）** 酒類に係る資源の有効な利用の確保については、酒類容器のリサイクルや酒類製造過程で生ずる食品廃棄物の発生抑制等の取組が推進されるよう、一層の周知・啓発に取り組みました。

担当部局等	課税部（酒税課、酒類業振興・輸出促進室、鑑定企画官）	**実績評価実施時期**	令和８年 10 月